

奈良県立宇陀高等学校専攻科インクルーシブ幼児教育科における
有給によるインターンシップ実施要項（案）

奈良県教育委員会事務局
高 校 教 育 課

1 目的

県立宇陀高等学校専攻科インクルーシブ幼児教育科（以下「専攻科」という。）に在籍する生徒が、県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）における実習助手の業務について有給によるインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）を行うことで、特別支援教育に関する知識や技術を身に付け、障害のある方への支援について理解を深めることを目的として実施する。

2 対象者

専攻科に在籍する生徒を対象とする。

3 コーディネート機関

インターンシップの実施に係る、県立宇陀高等学校（以下「高校」という。）と特別支援学校間の連絡調整等については、県教育委員会事務局高校教育課が行うこととする。

4 実施場所

特別支援学校で実施する。

5 実施時期及び期間

1年次と2年次の9月から10月の間の4週間とし、専攻科及び特別支援学校の事情に応じ、協議して決定する。

6 任用

実習生は、インターンシップの期間、奈良県教育委員会から、任用条件通知書に基づき、臨時的任用職員（奈良県公立学校実習助手）として任用される。そのため、実習生は、正規職員と同様に憲法、地方公務員法をはじめとする法律、条例等に規定される服務義務が課せられるものとする。

また、給与手当等は、県教育委員会の規程に基づき支給される。

7 実施方法等

インターンシップは、原則として次により実施する。

(1) 実習時間は、特別支援学校の勤務時間によるものとする。

(2) 特別支援学校の校長は、当該校教職員となる実習生の安全を確保するとともに、服務監督を行う。また、インターンシップの担当者を任命し、実習に係る業務について、適宜助言・指導に当たらせるものとする。

- (3) 高校の校長はインターンシップの担当者を任命し、実習先を巡回させ、上記(2)の特別支援学校の担当者と連携を密にさせるものとする。また、実習生のインターンシップに臨む姿勢等に問題等が生じた場合には、速やかに個別の面談や指導を行わせるものとする。
- (4) 実習生はインターンシップに参加する前に、特別支援学校において5日間程度の事前指導を受けることとする。
- (5) 実習生は、事前指導及びインターンシップの期間中、実習日誌を作成し、特別支援学校の担当者の確認を得ることとする。また、実習生は、インターンシップ終了後に全ての実習日誌を高校に提出するものとする。
- (6) インターンシップに係る評価は高校が行う。